

定 款

三井住建道路株式会社

三井住建道路株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、三井住建道路株式会社と称し、英文ではSUMIKEN MITSUI ROAD CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次に掲げる工事の設計、施工ならびに監理

- ①舗装工事 ②道路工事 ③造園工事 ④土木工事 ⑤建築工事
⑥電気および管工事

(2) 前号に使用する諸材料および建設機械の製造、販売および賃貸

(3) 前各号に関する調査、企画、立案等のコンサルティング業務の受託

(4) 建物および設備の保守管理の受託ならびに保安警備の受託

(5) 一般廃棄物および産業廃棄物の収集・運搬・処理ならびにその再生製品（アスファルト合材、骨材、その他土木建築用資材）の販売

(6) 土壌・地下水汚染の調査および評価ならびにその修復、浄化に関する設計、施工、監理

(7) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売

(8) 不動産の取得、管理、利用、処分および貸借

(9) 不動産の売買および仲介

(10) 前各号に附帯する一切の業務

2. 前項のほか必要な事業に出資、融資ならびに保証することができる。

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,500万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 8 条の2 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ、随時これを招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。
 3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(定時株主総会の基準日)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

- 第 13 条 当会社の株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選 任 方 法)

- 第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役会長の選定あるときは取締役会長がこれに当たり、取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代る。
2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(執行役員)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって20名以内の執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は、取締役会の定めた方針に従い社長より委嘱された、業務執行の一部を担当する。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な職務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 相談役および顧問

(相談役および顧問)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって相談役および顧問若干名を置くことができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 77 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 2 条 第 77 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。

1948年 2月24日制定
1952年 4月12日改定
1954年 9月29日改定
1955年 8月11日改定
1959年12月 1日改定
1962年 3月20日改定
1963年 2月25日改定
1965年 5月22日改定
1965年12月 1日改定
1967年 4月 1日改定
1968年 8月 1日改定
1971年10月14日改定
1971年12月 1日改定
1973年11月28日改定
1974年 3月28日改定
1974年11月28日改定
1977年12月23日改定
1980年12月24日改定
1982年12月24日改定
1988年12月22日改定
1989年10月27日改定
1990年 9月 7日改定
1992年 6月30日改定
1993年 3月 9日改定
1994年 6月30日改定
1995年 6月30日改定
1996年 6月27日改定
1998年 6月26日改定
1999年 6月29日改定
2002年 6月27日改定
2003年 6月27日改定
2003年10月 1日改定
2006年 6月29日改定
2009年 6月26日改定
2012年 6月28日改定
2013年 6月27日改定
2015年 6月26日改定
2018年 6月28日改定
2018年10月 1日改定
2022年 6月29日改定
2024年 6月27日改定